

## 企業年金の受託者責任と年金ガバナンスに関する要望書

企業年金を取り巻く環境が急速に変化するなかで、年金受給権の確保を図っていくためには、資産運用をはじめとする企業年金運営に関し、迅速かつ的確な意思決定が求められております。

今般、企業年金運営に係る受託者責任と年金ガバナンスに関する要望事項を以下のとおりとりまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、今回の要望書は、厚生年金基金及び基金型確定給付企業年金を念頭にとりまとめたものですが、規約型確定給付企業年金における事業主の忠実義務、注意義務に関しても、その実効性を確保するために必要な措置について検討をお願いします。

### 記

#### 1. 受託者責任に関する法制の整備

現行の企業年金関係者の受託者責任は、企業年金各法や個別業法に分散して規定され理解しにくいものとなっており、また、母体企業やコンサルタントの責任に関しては、明確な規定が存在していない。

このような現状を改善し、全ての企業年金関係者の受託者責任を明確化するための法制を、できるだけ早い機会に整備していただきたい。

その際、特に給付設計、掛金負担など制度の設計・改廃に係る責任（母体企業などプラン提供者の責任）と、資産運用・年金裁定など制度の執行に係る責任（常務理事など基金理事者の責任）を峻別し、相互の関係を明確化していただきたい。

## 2. 資産運用等に係る意思決定の迅速化

近年、めまぐるしく変化する経済情勢等に対応し、資産運用をはじめとする企業年金運営の迅速化が強く求められている。

このため、代議員会から理事会への権限委譲を促進するために必要な措置を講じていただきたい。例えば、加入事業所の統廃合については理事会権限に移行させ、運用管理規程・財政運営規程の改定については、理事会権限でできることを明確化していただきたい。

## 3. 外部専門家の理事選任

運用規制の緩和や運用方法の多様等に伴い、運用執行理事等には高い専門性が求められるようになってきている。このため、加入事業所に使用されている者の中に適任者がいない場合には、外部の専門家を理事として選任できるよう必要な措置を講じていただきたい。

平成17年8月25日

厚生年金基金連合会  
理事長 加藤 丈夫

企業年金連絡協議会  
会長 福原 忠之

厚生労働省年金局長  
渡邊 芳樹 殿